

# 令和2年度町内保育施設 4月入所の受付を開始します

▶入所申込受付期間=10月1日(火)~11月29日(金)(土・日・祝日を除く)  
午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く)

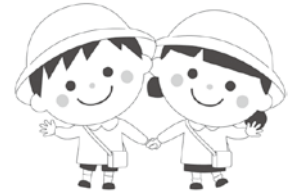
▶受付場所=役場1階 子ども家庭課 子育て係窓口

▶提出書類=教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書、保育施設利用に関する確認票(同意書)、家庭状況等調査票、保育施設利用者負担額口座振替依頼書、保育が必要な状況を証明する書類(勤務証明書等)、マイナンバー確認書類(通知カード等の番号確認書類と、運転免許証等の身元確認書類)、母子手帳、印かん(認印)、その他必要書類

▶保育施設入所基準=

下記の①~⑦のいずれかに該当する、保育が必要な家庭であることが条件となります。

- ①就労のため(1ヶ月当たり60時間以上就労していること)。
- ②妊娠中であるか、または出産後間もないため。(ただし、産休期間のみ)
- ③保護者の疾病、障がいのため。
- ④長期療養等をしている親族を常時介護・看護するため。
- ⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため。
- ⑥求職活動を継続的に行っているため。
- ⑦就学のため(職業訓練校等における職業訓練を含む)。



▶保育時間=保育の必要理由や就労時間等により、利用可能な保育時間が区分されます。

A「保育標準時間」利用・・・フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

月に120時間以上就労等の場合

B「保育短時間」利用・・・パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

月に60時間以上120時間未満就労の場合

※通勤等でやむを得ない場合はこの限りではありませんが、別途申立書が必要です。

▶保育施設利用者負担額の決定方法=お子さんの認定区分、父母等の税額(住民税所得割額)をもとに算定します。

▶入所の選定基準=利用調整基準による合計点数が高い方から入所となります。

※申込順は選定基準に含まれませんが、必要書類に不備等がありますと受付できませんので、余裕をもってお越しください。

▶町外の保育施設を希望される方へ=町外の保育施設を申込み場合、希望先市区町村の受付締切の15日前までが受付期間となりますのでご注意ください。締切日のほか、申込制限や希望先市区町村が必要とする書類など確認が必要な事項がありますので、しおりをご参照いただき、事前に希望先市区町村にご確認ください。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎56 9130

はじめよう  
**そろばん**  
5才より  
田村そろばん教室  
月・水・木 3:30~  
土 11:00~  
場 所=上三川町上三川4879 総合せ=080-5094-8881  
(暮らしの店海老原次郎店2F)

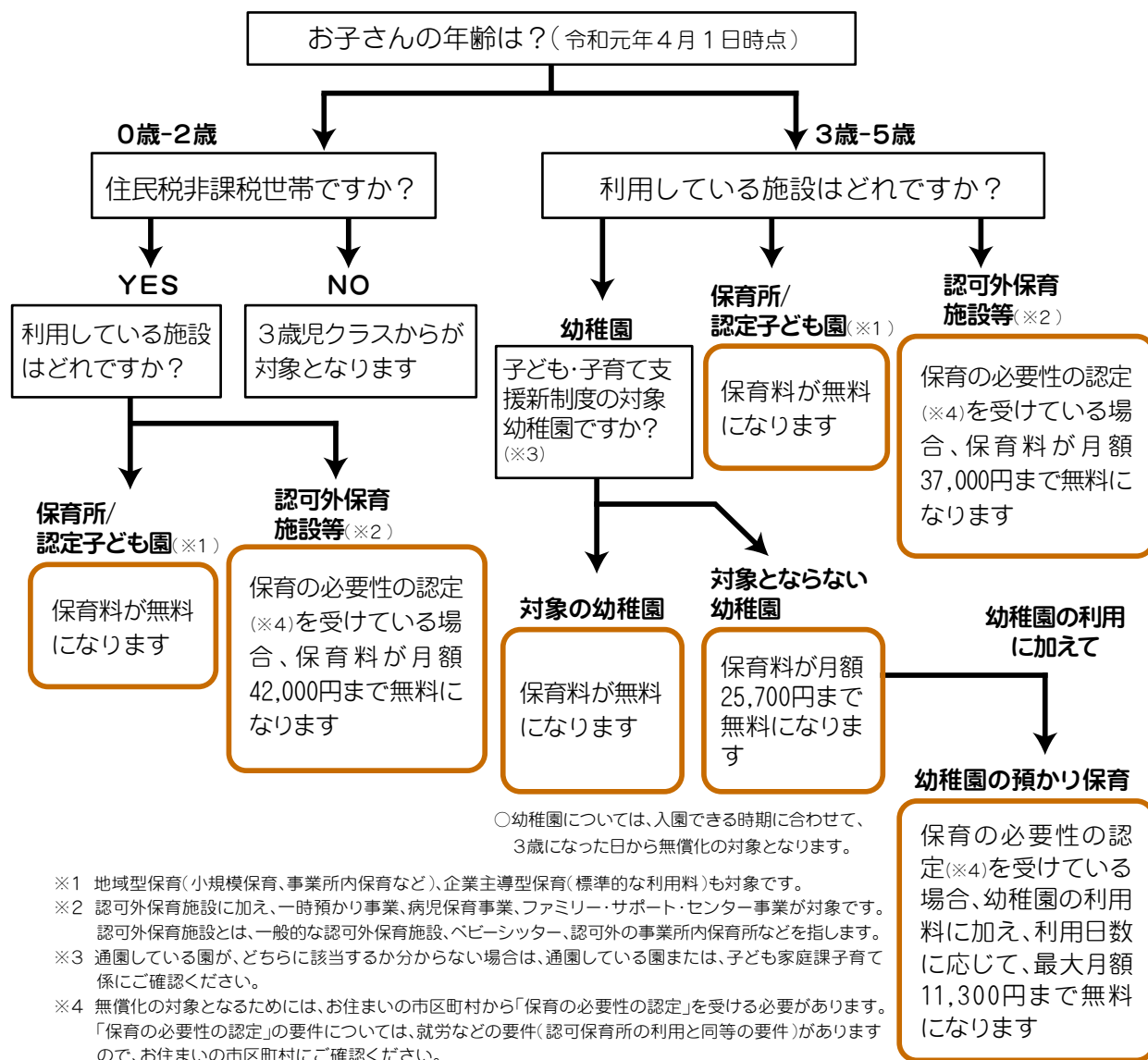
日産リーフを選ぶ理由が、またひとつ。  
**日産リーフ e+ 登場**

心おきなくロングドライブを楽しめる。  
日産リーフ e+  
62kWhバッテリー搭載車  
一充電走行距離(国土交通省審査値)  
458km  
570km



NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

# 幼児教育・保育の無償化対象になるのかな？



●お子さんが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、現行制度(国の制度)を継続し、保育所などを利用する最年長の子供を第1子とカウントして、第2子にあたる場合は半額、第3子以降にあたる場合は無料となります。

なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

(注)2号認定、3号認定を受けているお子さんの延長保育料は無償化の対象外です。

## 《副食(おかず、おやつなど)費について》

次の場合については、副食費の徴収が免除されます。

○1号認定子ども：年収360万円未満相当世帯(第1階層～第3階層)及び、小学校3年生のお子さんから数えて第3子以降

○2号認定子ども：年収360万円未満相当世帯(第1階層～第5階層)及び、小学校就学前のお子さんから数えて第3子以降

(注)町に、「第3子以降保育料免除」の申請をされていた2号認定のお子さんについては、月額4,500円を上限に副食費を補助します。

●就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎66 9130